

令和6年6月1日改定

区分	単位 A	利用料 (介護報酬総額) B: A×単価 (1円未満切捨)	保険請求額 【9割】 C: B×0.9 (1円未満切捨)	利用者負担額 【1割】 B-C	保険請求額 【8割】 D: B×0.8 (1円未満切捨)	利用者負担額 【2割】 B-D	保険請求額 【7割】 E: B×0.7 (1円未満切捨)	利用者負担額 【3割】 B-E
----	---------	--	---------------------------------------	-----------------------	---------------------------------------	-----------------------	---------------------------------------	-----------------------

【身体介護が中心である場合】

身体 0 (20分未満)	163 単位	1,630	1,467	163	1,304	326	1,141	489
身体 1 (20分以上30分未満)	244 単位	2,440	2,196	244	1,952	488	1,708	732
身体 2 (30分以上1時間未満)	387 単位	3,870	3,483	387	3,096	774	2,709	1,161
身体 3 (1時間以上 1時間半未満)	567 単位	5,670	5,103	567	4,536	1,134	3,969	1,701
身体 4 ~ (身体 3 以降 30分増す毎に加算)	82 単位	820	738	82	656	164	574	246

【生活援助が中心である場合】

生活 2 (20分以上45分未満)	179 単位	1,790	1,611	179	1,432	358	1,253	537
生活 3 (45分以上)	220 単位	2,200	1,980	220	1,760	440	1,540	660

【通院等乗降介助】

通院等乗降介助	97 単位	970	873	97	776	194	679	291
---------	-------	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----

【身体介護に引き続き生活援助を行った場合】

20分以上	65 単位	650	585	65	520	130	455	195
45分以上	130 単位	1,300	1,170	130	1,040	260	910	390
70分以上	195 単位	1,950	1,755	195	1,560	390	1,365	585

※早朝加算(6:00-8:00)・夜間加算(18:00-22:00)~所定単位数の25%を加算、
深夜加算(22:00-6:00)~所定単位数の50%を加算

初回加算

200 単位／月

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回若しくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

緊急時訪問介護加算

100 単位／回

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めるときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を緊急に行った場合。

特別地域訪問介護加算

所定単位数の 15%を加算(限度額管理の対象外)

離島・山間・へき地などの地域に所在する事業所又はその一部として使用されている事業所の訪問介護員等がサービスを行った場合。

介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

所定単位数の 18.2%を加算(限度額管理の対象外)

- ① 介護職員の賃金(退職手当を除く)の改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ② ①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- ③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- ④ 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- ⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ⑥ 労働保険料の納付が適正に行われていること。
- ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む)を定めていること。
 - (2) ①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (3) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (4) ③について、全ての介護職員に周知していること。
 - (5) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - (6) ⑤の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- ⑧ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

特定事業所加算(Ⅱ)

所定単位数の 10%を加算

- ① すべての訪問介護員等に対して個別の研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
- ② 次に掲げる基準に従い、訪問介護が行われていること。
 - (1) 利用者に関する情報、サービス提供の留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした介護を定期的に関行すること。
 - (2) サービス提供責任者が、訪問介護員等に利用者に関する情報やサービス提供の留意事項を文書等の確実な方法で伝達してから開始し、終了後、適宜報告を受けていること。
 - ③ すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施していること。
 - ④ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
 - ⑤ 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上又は介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員の合計が50%以上であること。